

問題〇〇7 律令制度②③

01 官道に約 16 kmごとに設置された駅家を公用で利用できる制度を〔 〕という。

02 律令の行政区画は国一郡一〔 〕に分かれた。「郡」は、701年の大宝律令制定以前は「 』と表記されていたことが分かっている。

03 各国の統治は、中央から派遣された貴族がなる守(かみ)以下の4人の〔 〕が行った。国の役所は〔 〕とよばれ、その国衙が置かれた所在地を国府といった。郡の支配者は〔 〕と呼ばれ、旧国造層などの地方豪族から選ばれた終身官だった。この職務を行う場所は〔 〕とよばれた。また、里は〔 戸 〕ごとに置かれた。

04 律令の官僚は位階制により秩序づけられ、五位以上の位をもつ者を〔 〕三位以上の者を〔 〕とよぶ。

05 五位以上の官人の子、あるいは三位以上の官人の子と孫は〔 〕の制により、21歳になると一定の位階を与えられた。

06 律令官人は位階に応じた官職に就くこととされ、これを〔 〕制という。

07 班田や兵役の台帳である〔 〕は6年ごとに作成された。徴税の台帳である〔 〕は毎年作成された。

08 律令の各官庁には〔 〕等官とよばれるかみ・すけ・じょう・さかんが置かれた。

09 律令では民衆は良民と〔 〕に分けられ、陵戸・官戸・家人・公奴婢・私奴婢を〔 〕と総称する。

10 班田収授では、6歳以上の男子に口分田を〔 段 〕女子にその三分の二を与えた。

01 口分田の支給の為、田地の計画的な区画が目指され、田地は〔 〕制とよばれる整然とした区画で整備された。

02 律令における成年男子は〔 〕とよばれ、良民の21歳から60歳のものが相当した。

03 租は田1段につき2束2把で、収穫のほぼ〔 〕%に相当した。

04 〔 〕は、各地の特産物を納めるものであった。

05 〔 〕は、都で10日間の労役であるあるが、実際には代わりに〔 〕で納めるものであった。

06 調・庸を都まで運搬するの人も人々の義務であり、〔 〕とよばれた。また、〔 〕が農民たちに課す労役が雑徭で、年間に〔 日 〕間を限度とした。

07 春に稲を貸し付け、秋に利息を付けて返済させる〔 〕も、実質的な租税の一種となっていた。

08 凶作に備えて粟などを蓄えさせる〔 〕も一種の税負担として機能した。

09 兵役は〔 〕人に1人が徴兵され、国司の監督下にある〔 〕に配備された。

10 兵役に就く者のうち、〔 〕は1年間、都城の警備に就くもので〔 〕は3年間、主に東国出身者が北九州に配備された。